【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年２月28日
【発行者名】	パトナム・インカム・ファンド (PUTNAM INCOME FUND)
【代表者の役職氏名】	業務執行副社長、主席経営責任者およびコンプライアンス連絡担当 ジョナサン S. ホーウィッツ (Jonathan S. Horwitz)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 02109 マサチューセッツ州 ボストン市 ポスト・オフィス・スクウェア１番 (One Post Office Square, Boston, Massachusetts 02109, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　中　野　春　芽 弁護士　三　浦　　健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士　中　野　春　芽 弁護士　三　浦　　健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パトナム・インカム・ファンド (PUTNAM INCOME FUND)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	クラスM受益証券について、34億米ドル（約3,099億円）を上限とする。

(注)米ドル（以下「ドル」という。）の円貨換算は平成25年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ドル＝91.14円）による。

【縦覧に供する場所】	該当事項なし

Ⅰ【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年４月８日に提出した有価証券届出書（平成25年7月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）(以下「原届出書」という。)の記載事項のうち訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

Ⅱ【訂正の内容】

第一部　証券情報

(5) 申込手数料

〈訂正前〉

日本国内における申込手数料は、募集価格から同価格の３％を控除した額(以下「販売価格」という。)の3.15%(税抜３％)である。(なお、販売価格が純資産価格を上回る額は、ファンドの元引受会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ(以下「元引受会社」という。)に留保される。)

〈後　　略〉

〈訂正後〉

日本国内における申込手数料は、募集価格から同価格の３％を控除した額(以下「販売価格」という。)の3.15%(税抜３％)(注)である。(なお、販売価格が純資産価格を上回る額は、ファンドの元引受会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ(以下「元引受会社」という。)に留保される。)

(注)　消費税率が8%となった場合は、3.24%（税抜3.0%）となる。

〈後　　略〉

第二部　ファンド情報

第１　ファンドの状況

４　手数料等及び税金

(1)　申込手数料

②　日本国内における申込手数料

〈訂正前〉

日本国内における販売手数料は、募集価格から同価格の３％を控除した額(以下「販売価格」という。)の3.15%(税抜３％)である。(なお、販売価格が純資産価格を上回る額は、ファンドの元引受会社に留保される。)募集価格とは、純資産価格を(１－0.0325)で除し、小数点以下第３位にて四捨五入した額をいう。

{募集価格(純資産価格÷(１－0.0325)(小数点以下第３位にて四捨五入))－(募集価格×0.03)}×0.0315

〈訂正後〉

日本国内における販売手数料は、募集価格から同価格の３％を控除した額(以下「販売価格」という。)の3.15％(税抜３％)(注)である。(なお、販売価格が純資産価格を上回る額は、ファンドの元引受会社に留保される。)募集価格とは、純資産価格を(１－0.0325)で除し、小数点以下第３位にて四捨五入した額をいう。

{募集価格(純資産価格÷(１－0.0325)(小数点以下第３位にて四捨五入))－(募集価格×0.03)}×0.0315(注)

(注)　消費税率が8％となった場合は、3.24％（税抜3.0％）となり、上記の計算式は、下記のとおりとなる。

{募集価格(純資産価格÷(１－0.0325)(小数点以下第３位にて四捨五入))－(募集価格×0.03)}×0.0324